難民に関するグローバル・コンパクト

国際連合・ニューヨーク、2018 年

原典：GLOBAL COMPACT ON REFUGEES https://www.unhcr.org/5c658aed4

目次

章		パラグラフ	ページ
I.	**序文**	**1-9**	**1**
	A. 背景	1-4	1
	B. 指針となる原則	5-6	2
	C. 目的	7	3
	D. 予防と根本原因への対応	8-9	3
II.	**包括的難民支援枠組み**	**10**	**4**
III.	**行動計画**	**11-100**	**4**
	A. 負担と責任の分担に関する取り決め	14-48	5
	1. 国際協力に関する国際的な取り決め: グローバル難民フォーラム	17-19	6
	2. 特定の難民問題への包括的な支援の取り決め	20-30	6
	2.1 国レベルの取り決め	20-21	6
	2.2 支援プラットフォーム	22-27	6
	2.3 地域別アプローチ	28-30	8
	3. 負担と責任の分担の鍵となる手段	31-48	8
	3.1 資金提供と効果的・効率的なリソースの活用	32	9
	3.2 多様なステークホルダーによるパートナーシップ・アプローチ	33	10
	3.3 データとエビデンス	45-48	12
	B. 支援が必要な分野	49-100	13
	1. 受け入れと入国	52-63	14
	1.1 早期警戒、準備態勢、緊急対応計画	52-53	14
	1.2 即時受け入れ準備	54-55	14
	1.3 安全と危機管理	56-57	15
	1.4 登録と証明書	58	15
	1.5 特定のニーズへの対応	59-60	16
	1.6 国際保護のニーズの特定	61-63	16
	2. ニーズの充足とコミュニティへの支援	64-84	17
	2.1 教育	68-69	18
	2.2 仕事と生計	70-71	19
	2.3 保健医療	72-73	20
	2.4 女性と女児	74-75	20
	2.5 子ども、青少年、若者	76-77	21
	2.6 住居、エネルギー、天然資源管理	78-79	21
	2.7 食糧の安定確保と栄養	80-81	22
	2.8 身分登録	82	23
	2.9 無国籍	83	23
	2.10 良好な関係構築と平和的共存の醸成	84	23
	3. 解決策	85-100	24
	3.1 出身国と自主帰還に対する支援	87-89	24
	3.2 第三国定住	90-93	25
	3.3 第三国による補完的な受け入れ	94-96	27
	3.4 庇護国における社会統合	97-99	27
	3.5 庇護国におけるその他の解決策	100	28
IV.	**フォローアップと検証**	**101-107**	**29**

I.　序文

A.　背景

1.　難民が直面している困難な状況は、人類にとって共通の関心事である。難民問題は、その範囲や規模が拡大するとともに複雑性も高まっており、難民の保護と支援、解決策が必要とされている。数百万人もの難民が、経済や開発の課題を抱える低・中所得国において、長引く困難な状況のもとでの暮らしを余儀なくされ、平均滞在期間も延び続けている。過去に例を見ない規模の予算が人道支援に注ぎ込まれるなど、受け入れ国やドナーによる極めて寛大な支援がありながら、難民のニーズと人道支援に充てられる資金のギャップはさらに広がっている。各国が現在行っている支援やそれぞれのキャパシティとリソースを考慮しつつ世界の難民を受け入れ、支援する上で、負担と責任をより公平に分け合うことが急務となっている。難民と難民を受け入れる地域コミュニティが、置き去りにされるようなことがあってはならない。

2.　人道的性格を持つ国際問題の解決に向けた国際協力の実現は、国連憲章に定めるとおり、国連の核心的な目的の一つであり、国家の主権平等という原則に沿っている[1]。同様に、「1951 年の難民の地位に関する条約（以下、「難民条約」））」は、庇護の付与が一定の国に不当に重く大きな負担となる可能性があることから、難民問題の満足のいく解決は国際協力なしには達成できないとしている[2]。難民の受け入れやその他の手段によって、歴史的に難民の保護に貢献してきた国の枠を越えて難民支援の基盤を広げることなどにより、長年唱えられてきた国際協力の原則を具体的かつ実際的な行動につなげることが不可欠である。

3.　こうした背景から、「難民に関するグローバル・コンパクト」（以下、グローバル・コンパクト）は、すべての国連加盟国に加え、必要に応じて、国連システム内外の国際機関、国際赤十字・赤新月運動、その他の人道・開発支援機関、国際・地域金融機関、地域機関、地方自治体、信仰に基づいた活動を行う団体を含む市民社会、学識者やその他の専門家、民間セクター、メディア、受け入れコミュニティの住民や難民自身など、関係するステークホルダー（以下、ステークホルダー）の間で、予測可能で公平な負担と責任の分担の基盤を提供することを意図している。

4.　グローバル・コンパクトには法的拘束力はない。しかし、難民やその受け入れ国との協力と連帯を強化しようという国際社会全体の政治的意思と意欲を表明した文書である。グローバル・コンパクトは、後出のパラグラフ 7 に定める目的に向けた自発的な貢献を通じて、

[1] 国連憲章第 1 条第 3 項、A/RES/25/2625

[2] 前文第 4 項（United Nations, *Treaty Series*, vol. 189, No. 2545）。A/RES/2312 第 2 条第 2 項も参照。

協力と連帯の強化を協働で達成することを目指す。このような貢献は、各国の事情やキャパシティ、開発の度合い、国家政策や優先課題を考慮しながら、各国とステークホルダーがそれぞれ決定していく。

B.　指針となる原則

5.　グローバル・コンパクトは、人間性と国際的連帯という基本原則を原点としており、難民をより良く保護・支援し、受け入れ国・受け入れコミュニティに対する支援を充実させるために、負担と責任の分担という理念の実行を図るものである。グローバル・コンパクトは、その実施面を含め、政治的な性格を一切持たず、国連憲章の目的と原則に合致するものである。また、「難民条約」と「1967 年難民の地位に関する議定書」[3]の核となっている追放・送還禁止の原則（ノン・ルフールマンの原則）を中心に据える国際的な難民保護体制に基礎を置いている。それぞれの状況に応じた法律文書を採択している地域もある[4]。グローバル・コンパクトは、関連する国際人権条約[5]、国際人道法、その他の国際条約[6]を指針としている。また、無国籍者の保護に関する条約によって補完されるものである[7]。人道性、中立性、公平性、独立性という人道原則（A/RES/46/182 およびこれ以降の A/RES/71/127 を含むこの主題に関するすべての総会決議）、難民保護の中心性も、グローバル・コンパクトの全般的な適用の上で指針となる。その実施を成功に導く鍵となるのは、各国の主体性とリーダーシップであるが、その際には各国の法律や政策、優先課題を考慮する必要がある。

[3] United Nations, *Treaty Series*, vol. 606, No. 8791.

[4] 「1969 年のアフリカにおける難民問題の具体的側面を律する OAU 条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1001, No. 14691）、1984 年の「難民に関するカルタヘナ宣言」、ならびに「欧州連合の機能に関する条約」第 78 条および「欧州連合基本権憲章」第 18 条を参照。また、1966 年 12 月 31 日の「難民の地位と処遇に関するバンコク原則」（最終案は 2001 年 6 月 24 日に採択）も参照。

[5] 「世界人権宣言」（特に第 14 条には庇護を求める権利が謳われている）（A/RES/3/217 A）、「ウィーン宣言及び行動計画」（Vienna Declaration and Programme of Action）、「児童の権利に関する条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1577, No. 27531）、「拷問等禁止条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1465, No. 24841）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 660, No. 9464）、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 999, No. 14668）、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 993, No. 14531）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1249, No. 20378）、「障害者の権利に関する条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 2515, No. 44910）その他を含む。

[6] 例えば、「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 2237, No. 39574）、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 2241, No. 39574）。

[7] 1954 年の「無国籍者の地位に関する条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 360, No. 5158）、1961 年の「無国籍の削減に関する条約」（United Nations, *Treaty Series*, vol. 909, No. 14458）。

6.　国際難民条約の締約国でない国の多くが、難民の受け入れに寛大な姿勢を示していることが確認されている。未だに締約国となっていないすべての国が国際難民条約に加入すること、そして条約に留保を付している締約国に対してはその撤回を検討することを奨励する。

C.　目的

7.　グローバル・コンパクト全体の目的は、(i) 難民受け入れ国の負担を軽減すること、(ii) 難民の自立を促進すること、(iii) 第三国における解決策へのアクセスを拡大すること、 (iv) 難民の安全かつ尊厳ある帰還に向けて、出身国の状況整備を支援することの 4 点である。グローバル・コンパクトは、政治的意思の結集、支援基盤の拡大、国家とステークホルダー間のより公平で持続的かつ予測可能な分担の仕組みの構築により、上記 4 点の相互に関連し依存し合う目的の達成を目指している。

D.　予防と根本原因への対応

8.　大規模な難民の移動と難民問題の長期化は、世界各地で未だに続いている。難民の保護と支援は、当事者の生命を救い、将来の投資につながるものであるが、さらに重要なことは、根本原因への対応に向けた努力を伴うものでなければならないということである。気候変動や環境破壊、自然災害は、それ自体は難民の移動の直接的な原因とはならないものの、難民の移動を引き起こす要因となりうる。難民問題の根本的な解決に向けた取り組みは、まずは難民出身国の責任で行われるべきだが、大規模な難民問題を回避し、問題を解決に導くことは、国際社会全体にとっての重大な関心事でもある。難民問題を発生させる要因や引き金への早期の対応と同時に、政治、人道、開発、平和に関わるすべてのアクターの協力が必要となる。

9.　このような背景から、グローバル・コンパクトは、予防、平和、安全、持続可能な開発、移住、平和構築の分野で続けられている国連の取り組みを補完するものである。すべての国とステークホルダーは、紛争の予防と解決、国連憲章、国際人道法を含む国際法、国内・国際レベルでの法の支配の擁護、すべての人の人権と基本的自由の促進、尊重、保護、実現に加え、搾取と虐待をはじめ人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見など、さらに国籍や社会的出自、財産、出生、障がい、年齢その他の地位などに基づくあらゆる種類の差別の撲滅を図る国際的取り組みの拡充などを通じ、大規模な難民問題の根本的解決に取り組むことが求められている。国際社会全体が「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」やその他の関連する枠組みに沿って、貧困の緩和、災害リスクの削減、難民の本国への開発支援の提供のための取り組みを支援するように要請されている[8]。

---

[8] 例えば、「仙台防災枠組 2015-2030」および「アジェンダ 2063」。

II.　包括的難民支援枠組み

10.　グローバル・コンパクト第 II 部は、国連総会が採択した「包括的難民支援枠組み（CRRF：Comprehensive Refugee Response Framework）」である（A/RES/71/1, Annex I）。CRRF は、グローバル・コンパクトの必要不可欠な一部を構成している。

III.　行動計画

11.　A/RES/71/1 に則した行動計画の目的は、負担と責任の分担（第 III 部パート A）、受け入れ国、そして必要に応じて出身国を支援するタイムリーな貢献（第 III 部パート B）に関する効果的な取り決めを通じ、難民および大規模な難民の移動、難民問題の長期化によって特に影響を受けた国を支援するために包括的支援を促進することにある。第 III 部パート A とパート B は、相互に関連している。

12.　CRRF は特に大規模な難民問題を対象とするものであるが、人々の移動は必ずしも同質ではなく、複雑な様相を呈することもある。難民とそうでない人々が多数、同時に移動することもあれば、難民と国内避難民を巻き込むこともありうる。場合によっては、突然発生した自然災害や環境破壊の結果、人々が国外に移動することもある。これらのことから複雑な課題を抱えることになった国は、それに対処するために国際社会からの支援を求めることがあるかもしれない。適切な対応に向けた支援は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）を含む関連機関や団体との活動上のパートナーシップを土台に、協力的アプローチを図るべくそれぞれの責務と役割、専門知識を活用することによって実施可能となる。

13.　行動計画を支えるのは、難民と受け入れコミュニティを巻き込んだ強力なパートナーシップと参加型アプローチ、年齢やジェンダー、多様性[9]への配慮である。そこには、ジェンダー平等を促進し、女性と女児のエンパワメントを図ること、あらゆる形態の性とジェンダーに基づく暴力、人身取引、性的搾取・虐待、有害な慣行に終止符を打つこと、若者、障がい者や高齢者の有意義な参加を促進すること、子どもの最善の利益を確保すること、ならびに差別と闘うことが含まれる。

[9] UNHCR 執行委員会（ExCom）結論第 108 (LIX) (2008) 号 (f)-(k)

A.　負担と責任の分担に関する取り決め

14.　長期にわたって難民を受け入れている国の多くは、リソースが限られているにもかかわらず、公共財、さらには人間愛という大義のために、多大な貢献を行っている。こうした国々が対応を主導していく上で、国際社会からの実質的な支援は欠かせない。

15.　負担と責任の分担に関する取り決めは、受け入れ国・コミュニティとのより公平かつ予測可能な負担と責任の分担を達成すること、また、必要に応じて、出身国への支援などを通じ、解決策の模索を支援することを目指している。そのためには、国際社会、地域、国それぞれのレベルでの補完的な行動が必要となってくる。

16.　国際的な連帯と協力という原則の徹底した実現のため、以下の取り決めは、効率的、効果的、かつ実行可能であることを意図している。「高等弁務官プログラム執行委員会（以下、執行委員会）」との適切な連携を確保するなど、必要に応じて、既存のプロセス内で重複を避け、対応の合理化を心がける。同時に、こうした取り決めは、多数の難民の発生に起因する負担と責任のより効果的な分担を確保するため、必然的に既存のプロセスにとらわれずに実施されることになり、国際社会全体による大規模な難民問題への取り組み方を変容させていくものとなるだろう。

1.　国際協力に関する国際的な取り決め：グローバル難民フォーラム

17.　すべての国連加盟国とステークホルダーが参加する「グローバル難民フォーラム」を、閣僚レベルで定期的に開催する。そこでは、パラグラフ 7 に定めるグローバル・コンパクトの目的達成に向けた具体的な誓約と貢献を表明するとともに、負担と責任の分担を強化するための機会、課題、方法について検討する。初回のフォーラムは 2019 年に開催する。その後は、機運と政治的意思を確認しながら、国連総会が別途合意する場合を除き、4 年ごとの開催とする。フォーラムは一国または複数の国が国連難民高等弁務官と共同で招集・開催し、国連事務総長にも参加を招請する。すべての国の参加を促進するため、原則として開催地はジュネーブとする。開催年には「難民保護の課題に関する難民高等弁務官との意見交換」は行わない。

18.　「グローバル難民フォーラム」で表明される誓約と貢献は、多様な形態をとりうる。たとえば、資金的・物質的・技術的支援[10]、第三国定住や第三国による補完的な受け入れならびにグローバル・コンパクトの目的達成を支援するため、各国が国内レベルで選択したそ

[10] 例えば、予備能力または支援プラットフォームへの拠出（第 2.2 節）。

の他の行動も含まれるだろう。第 III 部パート B は、網羅的ではないが、誓約と貢献を行いうる分野に関する指針となる。

19. 2019 年の「第 1 回グローバル難民フォーラム」は、正式な誓約と貢献の表明に充てられる。第 2 回以降は、新たに誓約するだけではなく、各国やステークホルダーが、それまでの誓約の履行状況や、グローバル・コンパクトの目的達成に向けた進捗状況を評価する機会にもなる。これを補完するものとして、2 年ごとに高官級会合を開催して「中間検証」の機会を設ける。「グローバル難民フォーラム」と高官級会合における継続的な現状把握は、グローバル・コンパクトのフォローアップで鍵を握る構成要素である（第 IV 部に定めるとおり）。

2. 特定の難民問題への包括的な支援の取り決め

2.1 国レベルの取り決め

20. 関係受け入れ国は、他国・地域の良き参考例（グッドプラクティス）を念頭に置き、また、各国によるリーダーシップの重要性を認識した上で、ステークホルダーによる包括的な対応に向けた努力を調整・促進するため、国レベルでの取り決めを構築することができる。こうした取り決めの構成と実施の方法、また実行のための国内関係者のキャパシティ・ビルディングの必要性については、受け入れ国が決定する。

21. このような取り組みは、国の政策と優先課題に沿った形で、UNHCR とステークホルダーの支援を受けながら、各国のリーダーシップの下、包括的な計画を策定する支えとなりうる。包括的な計画の中には、政策における優先順位の設定、制度面・運用面での対応、 投資、資金調達、物的・技術的支援を含めた国際社会からの支援の必要性、第三国定住、第三国による補完的な受け入れ、自主帰還を含む解決策を策定する支えとなりうる。

2.2 支援プラットフォーム

22. 国レベルでの取り組みに対する支援として、受け入れ国は支援プラットフォーム[11]の立ち上げを要請することができる。

[11] パラグラフ 5 に沿うもの。

23. 支援プラットフォームは、難民と関係受け入れ国・コミュニティに対して、状況に応じた支援を可能にする役割を果たす。また、パートナーシップの精神にのっとり、かつ、受け入れ国の主体性とリーダーシップを尊重した上で、以下の機能を含むことが考えられる。

– 予防、保護、対応、解決のための政治的なコミットメント、およびアドボカシーを活発化させること
– 「グローバル難民フォーラム」での誓約に依拠し、包括的な計画（パラグラフ 21）の実施を支えるために、資金的・物的・技術的支援を結集し、第三国定住および第三国による補完的な受け入れを推進すること
– 受け入れコミュニティと難民に対する支援のために、開発支援機関による早い段階からの持続的な参画など、一貫性のある人道・開発支援を促進すること
– 受け入れ国の負担を軽減し、レジリエンスと自立性を高め、解決策を見出すための包括的な政策イニシアティブを支援すること

24. 関係受け入れ国または出身国の要請に応じて、UNHCR の支援の下、支援プラットフォームの立ち上げ・停止が行われる。この立ち上げ・停止は、原則的には貢献を約束した関係国と密接に協議した上で、既存の対応努力や政治、平和維持、平和構築におけるイニシアティブを考慮しつつ行われることになる。立ち上げの基準には、以下が含まれる。

– 大規模ないし複合的な難民問題に対応する、受け入れ国政府のキャパシティが限界に達しているか、限界に達することが予測される場合
– 難民問題の長期化により、受け入れ国が極めて大規模な追加支援を必要としているか、解決に向けた重要な機会が訪れた場合（出身国への大規模な自主帰還など）

25. 各支援プラットフォームは、数カ国の政府がリーダーシップを持って参画することによって、さまざまな形の貢献と支援を結集させることができる（パラグラフ 23）。プラットフォームの構成は、それぞれの状況により異なる。その他のステークホルダーも、参画の要請を受けることがある。

26. 支援プラットフォームは、固定化した組織ではなく、また、実際に活動を行うものではない。あらかじめ公になされた関心の表明（「グローバル難民フォーラム」においてなされた表明も含む）や事前の取り決めに基づいた活動となる。また、人道・開発協力のための既存の調整メカニズムを補完し、連携することになる。UNHCR は参加国と協議の上、UNHCR の執行委員会、国連総会および「グローバル難民フォーラム」で、支援プラットフォームの活動に関する報告が定期的に行われるようにする。これには、プラットフォーム間の情報交換、実践、経験の共有を促進するという目的も含まれる。

27. プラットフォームによる支援のための戦略は、幅広い選択肢に基づいて策定される。付加価値が見込まれ、また、他のプロセスと重複しない限りにおいて、包括的な計画に対する支援を推進する連帯会議を始動させることができる。その際は後述のパラグラフ 32 にあるように、人道支援は柔軟かつ使途を限定せず、また複数年度にわたって行ってほしいという呼びかけがあることに留意する必要がある。連帯会議は、個々の具体的な状況に応じた、難民受け入れ国または出身国に対する広範囲な支援を得るための戦略的な手段となる。これは、国家、開発支援機関、市民社会、地域社会、民間セクターをすべて動員し、資金的・物的・技術的貢献ならびに第三国定住と第三国による補完的な受け入れを模索するものとなる。

2.3 地域別アプローチ

28. 難民の移動は、多くの場合、地域全体にあるいはより限定されて地域に重大な問題をもたらす。地域によってメカニズムやグループ化の特徴は異なるが、包括的な対応をする上で適切に重要な役割を果たすことになる。難民問題の原因の政治的な側面をも含んだ形で対応を考えるという意味からも、これまでの包括的な対応において地域協力の価値は実証されてきた。

29. 地域のメカニズムやグループ化は、国際社会からの支援に不利益を与えることなく、各地域の難民問題の解決に大きく貢献するものである。こうしたメカニズムは、支援プラットフォームや連帯会議、そして関係各国との同意の上で作られたその他の取り決めなどにおいて重要な役割を果たす。包括的な対応も、難民保護と恒久的解決に向けて、すでに存在している地域的なイニシアティブが利用可能で適切であるなら、それを土台として作られていく。例えば、補完し合いつつ重複を避けて、各地域内で第三国定住を検討する、ということなども考えられるだろう。

30. 「グローバル難民フォーラム」と同様の考え方から、異なった観点を取り入れた一貫性のある取り組みを目指し、地域のメカニズムのグッドプラクティスなどについて、UNHCR は定期的に情報交換の場を設ける。

3. 負担と責任の分担の鍵となる手段

31. 以下の各項では、負担と責任の分担を実現し、上述の取り決めを実現させる手段について述べる。

3.1 資金提供と効果的・効率的なリソースの活用

32. 国際社会全体による負担と責任の分担に対する貢献は、資金提供のみにとどまらない。官民双方による資金提供がタイムリーであること、予測が立てられること、また相応の額が持続可能な形でなされることは、グローバル・コンパクトを実行するにあたり成功の鍵となる。資金を効果的、効率的に最大限に利用し、不正の予防と透明性の確保に努めることがすべてのステークホルダーの関心事であることを念頭に置く必要がある。新たに、あるいは長期化する大規模な難民問題に直面している国が対応できないほどの状況にある場合には、上述の取り決めやその他の方法、例えば、従来のドナーによる支援基盤をさらに広げる取り組みなどを通して、リソースの提供がなされる[12]。こうした取り組みには、次のものが含まれる。

– 人道支援：各国と人道支援機関は、緊急対応においても長期化した状況においても、できる限り予測可能で柔軟かつ使途を限定しない複数年度の財源を含め[13]、タイムリーで適切な、ニーズに応じた人道支援を確保し、人道原則に忠実な形でそれを提供するように努める。
– 開発協力：各国とその他の開発支援機関は、難民と受け入れ国・コミュニティに対する支援への関与を強め、難民問題が受け入れ国・コミュニティに及ぼす影響を勘案した計画と政策の立案に努める。そのためには、受け入れ国・コミュニティおよび難民に直接利益をもたらすように、二国間・多国間双方の枠組みを通じて、無償または高度に譲許的な、通常の開発支援を超えた追加的な開発資金の提供が必要になる。パートナーシップの精神に基づき、そして国の主体性とリーダーシップの原則を尊重しながら、開発支援の実効性を確保するための取り組みを行う[14]。自主帰還が可能となるための条件をできる限り整備するために、出身国への開発支援にも優先的に取り組む。
– 民間セクターによる貢献の最大化：民間セクターは、国やその他のステークホルダーとともに、関係受け入れ国または出身国の要請に応じ、以下のことを模索できる。政策措置とリスク回避のための取り決め、ビジネス環境が整っている場合は民間投資、インフラ整備および雇用機会の創出、特に技術格差の是正、難民を受け入れている開発途上国と後発開発途上国の対応能力の支援を目的とした、再生可能エネルギーなどの革新技術の開発、さらに難民と受け入れコミュニティの金融商品と情報サービスへのアクセス拡大などである。

[12] 「人道資金の調達に関するハイレベルパネルの事務総長への報告」（2016 年 1 月）で提言された革新的資金調達スキームを通じたものなど。

[13] 例えば、A/RES/71/127、A/71/353 を参照。

[14] 例えば、A/RES/71/127、A/71/353、A/RES/69/313 を参照。

3.2 多様なステークホルダーによるパートナーシップ・アプローチ

33. 国家の主たる責任と主権を認識した上で、関連する法的枠組みに即して各国政府機関と緊密に連携しながら、多様なステークホルダーによるパートナーシップ・アプローチを追求する。UNHCR は、その責務に加え、補助的・触媒的な役割も果たす。

34. 対応が最も効果的となるのは、保護や支援の対象となる人々が積極的に意味のある参加をする場合である。関係者は、**難民と受け入れコミュニティの住民**が、適切でアクセス可能かつインクルーシブな対応策の策定に関わることができる協議プロセスを継続して開発し支援する。各国とステークホルダーは、難民、とりわけ女性、若者、障がい者、そして受け入れコミュニティの住民、適切な場合には海外に離散した人々が主要なフォーラムとプロセスに関わることのできる最善の方法を模索する。苦情を受け付け、不正、悪用、腐敗を調査・防止するメカニズムは、説明責任の点からも有効である。

35. **人道・開発支援機関**は、難民問題の発生当初から、また、長期化した難民問題においても、人道支援機関がそれぞれの責務に従って遂行する活動に支障がないように連携を図る。難民のニーズに対応できるだけの制度がない受け入れ国、さらに必要に応じて出身国を支援するため、人道・開発支援機関はそれぞれが実効的な相互補完性を確保するための手段を考える。二国間および多国間の開発・金融機関は、パートナーシップの下に、受け入れコミュニティと難民に直接利益をもたらす支援を追加的なものとして提供する。各国の主体性とリーダーシップを最優先に、その支援がマイナスの影響を及ぼしたり、関係国のより大きな開発目標に対する支援が縮小したりすることのないように実施する。

36. **国連システム**の全面的な活用も考慮に入れるべきである。平和、安全および開発分野における国連事務総長の改革アジェンダに沿って、「国連持続可能な開発グループ」と「国連カントリーチーム」、すべての関連機関が緊密に連携して現地で活動することによる貢献を含む。常駐調整官の指揮の下で各国の開発課題への対応を推進するため、受け入れコミュニティと難民を支援するための国連による開発活動は、「国連開発援助枠組み」で検討され、各国政府との十分な協議と合意により用意され、確定される[15]。技術的な助言と支援も、国連の地域事務所を通じて行われる。

37. 地域コミュニティのリーダーや伝統的な自治組織を含めた、都市部と地方の双方における**地方自治体や地域コミュニティのアクター**は、多くの場合、大規模な難民問題に最初に関わる当事者となる。また、中期的には最も強くその影響を受ける当事者でもある。国際社会全体による支援は、政府との協議の上で、関連する法的枠組みを尊重しつつ、自治体・

[15] A/RES/72/279.

コミュニティレベルの制度的なキャパシティ、インフラや宿泊施設・住宅の整備を進めるために提供される。これには、必要に応じて資金提供やキャパシティ・ビルディングを通じた支援も含まれる。人道・開発支援機関は、関連する法律と政策に沿う形で、現地職員を採用することが奨励されるが、その場合は地域コミュニティにおけるアクター、組織、構造の継続的なキャパシティの確保の必要性に留意する。

38. 難民を受け入れている**市町村や自治体のネットワーク**は、UNHCR およびその他のステークホルダーによる支援を得て、「ツイニング提携協定（twinning agreements）」などを通じ、都市部での難民問題への対応についてのグッドプラクティスや革新的アプローチを共有するように要請する。

39. 同様に、グローバル・コンパクトを支援する目的で、関係各国の国内における取り決めに**議会**の参画を検討することも奨励される[16]。

40. **市民社会・市民団体**は、難民、女性、若者または障がい者が主導する団体や地域・国レベルで活動する団体などを含み、パートナーシップの精神の下で難民と受け入れ国・コミュニティにとって重要な活動を行っている。必要に応じて、コミュニティの持っている強みとニーズの評価、インクルーシブなアクセス可能な計画の策定、プログラムの実施、キャパシティ・ビルディングなどの形で貢献することができる。

41. **信仰に基づいた活動を行っている団体**は、紛争予防、和解、平和構築、その他関連する分野で難民と受け入れコミュニティを援助するために、取り決めの計画と実施を支援することができる。

42. **官・民セクター間のパートナーシップ**は、人道原則に全面的にのっとって模索される[17]。その中には、営利のビジネス・ベンチャー設立の条件と金融・ビジネスの手段の整備のための新たな制度的な取り決めや方法論の追求、難民と受け入れコミュニティの雇用と労働移動に対する支援、民間投資の機会拡大の可能性が含まれる。民間セクターにおいては、難民支援に関わる際の道徳的な行動基準の向上と、受け入れ国におけるビジネスチャンスの見極め手段の共有、そして付加価値が見込める場合は、国別に民間セクターの参加を促進するためのプラットフォームの開発が奨励される。

[16] A/RES/72/278 では、列国議会同盟（IPU）の活動にも留意。

[17] 国際商業会議所および世界経済フォーラムの活動、ならびに、「移住と開発に関するグローバル・フォーラム（GFMD）」が提供したモデルに留意する。

43.　大学、学術連合、研究機関、UNHCR とその他のステークホルダーは、協働でグローバル・コンパクトの目的達成を支援する具体的な成果につながる研究や研修、奨学金の機会拡大を目指し、難民とその他の強制移動、無国籍の問題に関する**グローバル学術ネットワーク**を設立する。地域的な多様性と、幅広い関連分野における専門知識を確保するための取り組みも行う。

44.　**スポーツと文化活動**は、特に子どもの難民（男児と女児）、青少年、若者、そして高齢者や障がい者にとって、社会開発、社会統合、一体性、福祉の増進という面で重要である。難民の受け入れコミュニティにおけるスポーツ施設や文化施設、そしてこうした活動へのアクセス拡大に向けたパートナーシップを追求する[18]。

3.3　データとエビデンス

45.　信頼性があり比較可能でタイムリーなデータは、エビデンスに基づく対応を行う上で重要である。これは、難民と受け入れコミュニティの社会・経済的条件を改善し、緊急時においても長期化する状況においても、多くの難民を受け入れている国に及ぼす影響を考慮し、これに対処し、適切な解決策を特定した上で計画を立てるためである。あらゆる個人データの収集と提供においては、必要性があるか、相応であるか、そして機密性は保持されているかといった原則はもとより、関連するデータの保護と守秘義務の原則を適用すべきである。

46.　エビデンスに基づく取り組みを支えるため、各国とステークホルダーは、難民と帰還民の年齢、ジェンダー、障がい、多様性に基づくデータの収集、分析、共有のために、統一された、あるいは相互に運用可能な基準の設定に努める[19]。関係各国からの要請があれば、国のデータや統計の収集の過程において、難民と受け入れコミュニティ、必要に応じて帰還民や無国籍者を統計に組み入れるための支援も提供される。これは、難民と受け入れコミュニティ、帰還民に関する国のデータ収集システムの強化にもつながる。

47.　データとエビデンスの改善は、解決策の実現に向けた取り組みを支援することにつながり、出身国への自主帰還と出身国における帰還民の再統合を支援するための政策と投資、プログラムの開発にも役立つ。加えて、各国と UNHCR、ステークホルダーは、国際保護を必要とする難民に対する第三国定住および第三国による補完的な受け入れの可能性や活用に

[18] オリンピック難民財団、UNHCR と国際オリンピック委員会のパートナーシップ、および、FC バルセロナ財団等その他の団体による活動に留意する。体育・身体活動およびスポーツに関する国際憲章および A/RES/71/160 も参照。

[19] 「難民統計に関する国際勧告」

関係する、構成要素別のデータを計画的に収集、共有、分析できるように努めるとともに、こうした取り組みにおけるグッドプラクティスと教訓を共有する。

48. 負担と責任の分担の取り決めへの情報提供を目的に、UNHCR は各国および適切なパートナーとの連携により[20]、難民の受け入れと保護、支援にどのような影響が生じているかを評価するために支援する。これは、国際協力におけるギャップを査定し、より公平で予測可能かつ持続可能な負担と責任の分担を促進するためである。UNHCR は 2018 年、国際機関と国連加盟国から専門家を集め、関連する方法論について技術的な検討を行い、いかなるアプローチを採用すべきか、幅広い合意が得られるように図る。その結果は 2018～2019 年に共有され、また、国家間での公式な議論の機会も提供される。第 1 回報告書は、「第 1 回グローバル難民フォーラム」に合わせて 2019 年に発表される。報告書はその後定期的に発表され、パラグラフ 7 に沿う形、つまり、より公平で予測可能な負担と責任の分担に向けて前進があったか否かを判断する際の基礎となる（第 IV 部も参照）。

B. 支援が必要な分野

49. パート B に定める支援が必要とされている分野は、受け入れ国の負担を軽減し、難民と受け入れコミュニティの住民に利益をもたらすことを意図している。これらは、CRRF が設定した柱に沿ってグループ分けされ、過去の包括的な対応に基づいて作られている。そして、個々の状況に合った、その国の優先課題、戦略、政策に則した形で、大規模な難民問題に包括的に、そして一人ひとりの人間を中心に据えた対応を行うためには、国際社会がどのようにすれば支援を有効に行えるかという分野を強調して示したものである。パート B に示されている方策の成否は、負担と責任の分担に係る強固で十分に機能する取り決めであるか（パート A）、負担と責任の分担の原則に基づいてこれらの取り決めを実現するために具体的貢献[21]を行うという国際社会全体のコミットメントがあるかにかかっている。

50. 支援は、受け入れ国、場合によっては出身国の要請に応じる形で始められるが、それは各国の主体性とリーダーシップに沿うものであると同時に国内の政策と優先課題を尊重しながら行われるものである。それぞれの状況は特殊であり、各国によって枠組み、対応力、資源が異なっている。パート B は網羅的でも規範的でもなく、受け入れ国にさらなる負担を強いることも意図していない。事実、グローバル・コンパクトの主たる目的の一つは、他の国々やステークホルダーの貢献により、特に低所得国と中所得国の負担を軽減することにある。

[20] A/RES/72/150 パラグラフ 20

[21] 前出パラグラフ 4 に沿うもの。

51. パート B の方策は、女性と女児、子ども、青少年と若者、マイノリティグループ、性とジェンダーに基づく暴力や性的搾取・虐待と人身取引のサバイバー、高齢者および障がい者など、多様なニーズと潜在的な脆弱性がある人々に配慮し、これらの人々を意義ある形で巻き込み、意見を取り込むことに配慮している。

1. 受け入れと入国

1.1 早期警戒、準備態勢、緊急対応計画

52. 緊急対応計画などの備えは、中期的なものも含めて大規模な難民問題への包括的な対応の強化につながる。国連事務総長の予防アジェンダに沿って、各国とステークホルダーが根本的な原因に対応する努力を怠ることなく、国、地域、国連の支援の下で準備と緊急対応計画を策定するにあたり、大規模な難民の移動に対する準備を組み込むためのリソースと専門知識を提供する。これは、可能な限り CRRF との調和を図って行われる。

53. 各国のリーダーシップの下、関係当局のキャパシティ・ビルディングを支援する。これにより、前もってリスクの把握と備えができ、必要に応じて民間セクターを巻き込むなど、幅広いステークホルダーからの支援を得ることを可能にする。準備態勢を整える際には、グローバル、地域、国それぞれのレベルで、早期警戒・早期行動メカニズム、減災対策、この先起こりうる移動と緊急事態に対するエビデンスに基づいた予測を強化するための措置を講ずる。必要に応じて、特定の状況によって起こりうる国内の強制移動も考慮する。UNHCR は、支援対象者の移動に関する情報を共有することにより、関係国に対する支援を強化する。支援は非常時に備えるという形で提供されるが、非常時に備えたサービス支援パッケージの作成や、必要な技術的・人的資源の提供について、約束事を取り決めることなどが含まれる。

1.2 即時受け入れ準備

54. 多数の難民が到着した場合、各国やコミュニティは受け入れ対応を拡大するために最大限の努力を払う。難民の到着になんとか対応しようとする政府の戦略を支援することを目的として、UNHCR、国、ステークホルダーは、難民受け入れに必要な関係各国のキャパシティ向上のために、リソースと専門知識を提供する。それは、年齢、ジェンダー、障がい、その他の特定のニーズを考慮した受け入れ・一時待機施設（必要に応じて「安全スペース」）の設置や受け入れ地域での最低限の人道支援、その他必要なサービスの提供を含む。受け入れ国が妥当と判断した場合には、国境から離れた場所でのキャンプ以外の代替案を効率的に進めるためのメカニズムへの支援も提供する。

55.　実行可能で適切であると考えられる場合には、国内の配給システムを活用した支援の提供など、当事国がすでに採用している対応策への支援が優先される。関係各国と協議の上で、非常時に備えた人的・技術的・物的支援に関する地域・国際レベルでの取り決めも考えられる。関係各国に対しては、非常時および緊急展開時に、支援要員の入国がタイムリーに進められる措置を講じることが奨励される。

1.3　安全と危機管理

56.　安全上の配慮と国際保護は、補完的な役割を果たす。安全の確保と危機管理の第一義的責任は国にあるが、国家の安全を保障しながら、難民を保護し、難民の人権を守る国レベルの統合的アプローチを推進していくことも効果的である。緊急事態においても、長期化した状況においても、受け入れ国が安全上の懸念を抱くことは、国際保護が文民的・人道的性格のものであることと、関連する国際法を尊重することの重要性とともに、十分に認識されている[22]。

57.　UNHCR とステークホルダーは、新たに到着した難民のタイムリーなセキュリティチェックや健康診断が、関係各国の要請に応じて国内法と国内政策を十分に尊重しつつ、保護に十分配慮してなされるように、リソースと専門知識を提供する。その他の支援としては、難民の国際保護や除外事由などに関する関係当局のキャパシティ・ビルディング、性とジェンダーに基づく暴力および人身取引や密入国の防止と撲滅に向けた国際的な取り組みの強化、コミュニティ指向の警備のあり方や司法へのアクセスに必要な能力育成、さらに、関連する保護条項にのっとって、国境の入国地点で、あるいは現地到着後できるだけ速やかに、戦士と戦闘員を特定、分離することなどが挙げられる。武装集団とつながりのあった子どもの保護と援助に係るプログラムの策定、実施についても支援を行う。

1.4　登録と証明書

58.　難民の登録と特定は、当事者はもちろん、国にとっても、誰が到着したかを把握し、特定のニーズがある人たちをはじめ難民に、最低限の支援と保護を行うために必要である。難民保護制度の整合性を保ち、不正、汚職、人身取引などの犯罪を防止する上でも重要な手段となる。難民登録は、解決策を探る上でも重要である。関係国を支援するため、UNHCR は各国やステークホルダーと協力し、婚姻の有無を問わず、要請があれば女性や女児も含めた個人の登録や証明書の発行における国のキャパシティ・ビルディングに必要なリソースや専門知識を提供する。関連のあるデータ保護とプライバシー保護指針に沿った上で、デジタ

[22] 「難民条約」第 9 条、執行委員会結論第 94 (LIII) (2002) 号、第 109 (LX) (2009) 号、A/RES/72/150 パラグラフ 28 を参照。

ル化や生体認証、その他関連する技術、年齢・ジェンダー・障がい・多様性に基づく質の高い登録データの収集・使用・共有などの分野において、支援が提供される。

1.5 特定のニーズへの対応

59. 特定のニーズに対応するためには、追加のリソースと焦点を絞った支援が必要となるため、特に大きな課題となる。特定のニーズを抱える人々とは、保護者がいない、または保護者・養育者と離れ離れになった子ども、危険にさらされている女性、拷問・トラウマ・人身取引・性とジェンダーに基づく暴力・性的搾取・虐待あるいは有害な慣行などのサバイバー、医療を必要とする人、障がいのある人、読み書きのできない人、青少年や若者、高齢者などを指す[23]。

60. 関係国を支援するため、各国とステークホルダーは、特定のニーズがある人を識別し、スクリーニングを行い、適切かつアクセス可能な手続きにのせる仕組みづくりのために、リソースと専門知識を提供する。このような運用を可能にするために、多様なステークホルダーによる対応チームの設置を検討する[24]。これには、保護者がいないまたは保護者・養育者と離れ離れになった子どもなどの特定とリファーラル、子どもの最善の利益の評価および/または決定、適切なケアやその他のサービスが含まれる[25]。人身取引、その他の形態の搾取の被害者を特定し、リファーラルを行い、これらの人々の国際保護のニーズを特定し、支援につなげる適切なプロセスと手続きを確保することが鍵となる。同様に、無国籍者および無国籍になるおそれのある人たちを特定し、無国籍認定手続きにリファーすることも重要である[26]。身体的拘束を伴わない、コミュニティ・ベースの収容代替措置の展開も支援の対象となる。

1.6 国際保護のニーズの特定

61. 個別の国際保護の請求を公正かつ効率的に判断するための認定制度は、各国の国際・地域レベルでの義務に従い、その領域内の個人を保護する必要性を審査する機会を提供する。こうした制度を通じて、適用可能な国際・地域レベルの義務に従い（A/RES/72/150 パラグラフ 51）、保護にギャップが生ずることを防ぎ、国際保護を必要とする人々を特定し、彼らが保護を享受できるように、各国がその国にいる人たちの地位を正当に決定するための機

---

[23] A/RES/46/91.

[24] この中には、市民社会、地域機関のほか、UNHCR や IOM などの国際機関も含まれる可能性がある。

[25] A/RES/64/142.

[26]国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する、「人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書」に沿うもの。

会が提供される[27]。大規模な難民の移動の状況では、集団としての保護（一応の〈prima facie〉難民の地位の認定をする場合など）は、当該国が適切とみなす場合、国際保護のニーズに応える例となりうる。

62. その責務を遂行するために、UNHCR は技術的に関連する分野の専門家の参加を得て、「庇護能力サポートグループ」を設ける。地域による取り組みの多様性にも留意する。このサポートグループは、専門知識や資金提供などの面において、「グローバル難民フォーラム」で表明された誓約と貢献に基づいて活動を行う。また、同グループは関係各国の要請を受けて、適用されるべき国際・地域・国レベルの政策と法律に基づいて、公正性、効率性、適応力、整合性を担保することを主眼に、関係各国の庇護制度を強化するための支援をその国の関係当局に提供するために活動する。こうした支援は、事前の取り決めと庇護制度のすべての局面に関して、国家間でグッドプラクティスを共有することを含むものであるが、それは例えば、事案の処理の手法（例としては、明らかに理由がある・ない事案を対象として簡素化あるいは迅速化の手続きを導入するなど）、登録と事案管理の手続き、面接技法、より広範な制度の対応能力向上などがこれにあたる。

63. さらに、妥当であれば、その他の保護および人道上の課題に取り組むための措置に関して、関連する責務と専門知識を有する関係者は、指針と支援を提供する。その他の課題としては、自然災害によって強制移動を強いられた人々への支援が考えられるだろう。この場合には、国内法と地域の法的枠組みとともに、一時的保護[28]や人道的滞在許可なども考慮しつつ支援を行うことが必要となる。

2. ニーズの充足とコミュニティへの支援

64. 難民の置かれた状況を十全に管理するには、受け入れコミュニティのレジリエンスがしばしばその基盤となる。また、大規模な難民問題によって開発が直面する課題への認識や、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿って、難民を受け入れている地域の経済成長をすべての人が共有することの利点への認識も高まっている。グローバル・コンパクトは、難民と受け入れコミュニティが、その国の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みから取り残されないようにするための支援を得る一助となる。同時に、地域コミュニティと難民のコミュニティのレジリエンスのために国の政策や制度を強化しようとする際、受け入れ国は恒久的解決策が見つかるまでは国際社会からの十分な貢献を必要とす

[27] 前出パラグラフ 5、執行委員会結論第 103 (LVI) (2005) 号 (s) および第 96 (LIV) (2003) 号を参照。

[28] 執行委員会結論第 22 (XXXII) (1981) 号、第 74 (XLV) (1994) 号 (r) – (u)、第 103 (LVI) (2005) 号(l) を参照。

るものである。難民と受け入れコミュニティを支援する努力が縮小することはなく、恒久的解決に向けて必要な将来の対応を事実上補完する役割を果たす[29]。

65. 開発支援機関は、開発プログラムと政策を立案、実施するにあたって、人道支援に悪影響を及ぼすことなく、むしろ人道支援活動を補完する形で活動を行う。その際には必ず、大規模な難民問題が受け入れ国に与える影響を考慮する。持続可能性を確保する鍵となるのは、パートナーシップの精神、国のリーダーシップと主体性を第一に優先すること、そして国内の開発戦略と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿った、予測可能な国際的対応を引き出すことである。同時に、難民の影響を受けるコミュニティにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた進展が妨げられることのないように、受け入れ国が開発に必要な追加のリソースに頼れることが必要である。

66. 人道支援はこれまでと同様、現場のニーズに基づき、人道性、中立性、公平性、独立性という人道原則に沿って、できる限り難民と受け入れコミュニティの双方に利益をもたらすように行われる。それは例えば、長期的に見ると受け入れコミュニティが利益を得ることができないような、難民に特化した並列のシステムを設けるのではなく、適切であれば、地元や国内の団体を通じて行われるもの（多目的の現金給付など）も含まれる。難民がキャンプ以外の都市部や地方で暮らすことが多くなっているため、この現実に沿った対応も重要である。

67. 難民のみならず、受け入れコミュニティのレジリエンスを高めるためにも、国際社会全体で、以下の分野で特定の支援を行う必要がある。これらは包括的な対応に手を貸すため、前述のパート A（パラグラフ 14～48）の取り決めを含め、外部からの貢献を期待する分野を示すものである。ただし、規範的または網羅的なものではなく、また、受け入れ国に追加的な義務と負担を強いるものでもない。すべての支援は、緊密なパートナーシップと協力の精神に基づいて当該国の関係当局と調整した上で提供され、国内の現行の取り組みや政策に沿って実施される。

2.1 教育

68. 国内の教育法、政策、計画に沿って受け入れ国を支援する形で、各国とステークホルダーは[30]、難民と受け入れコミュニティの子ども（男児・女児ともに）や青少年・若者が初

[29] 執行委員会結論第 109 (LX) (2009) 号も参照。

[30] 教育担当の省庁と国内の教育計画策定機関のほか、この中には国連児童基金（UNICEF）、「危機下における連携学習コンソーシアム」、教育のためのグローバル・パートナーシップ、UNHCR、国連教育科学文化機関（UNESCO）、UNESCO 国際教育計画研究所、UNESCO 統計研究所、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、教育は待てない基金、緊急時の教育支援機関ネットワーク、非政府組織および民間セクターを含めることができる。

等・中等・高等教育を受けることができるように、質が高くインクルーシブな国の教育制度の構築に向けて、リソースと専門知識の面で貢献する。また、難民の男児・女児が教育を受けることができない期間を最低限に抑え、理想的には到着後 3 カ月以内に教育を受けられるようにするために、より直接的な資金援助と特別な取り組みを実施する。

69. 状況に応じて、教育施設（幼児教育、技術・職業訓練に関するものを含む）と教育能力（必要な場合は、国内法と政策に沿って、教員、今後教員となりうる難民と受け入れコミュニティの住民に対する支援を含む）を拡充するために追加的な支援を提供することも考えられる。追加支援が必要なその他の分野としては、難民の特定の教育ニーズの充足（「セーフスクール」や、オンライン教育などの革新的方法を通じたものを含む）、特に女児のほか、障がい者や心理社会的トラウマのある人々を対象にした柔軟な修了認定プログラムの実施など、入学と授業への出席の妨げとなるものを排除するための取り組みが挙げられる。国の教育セクターが難民を含む計画を策定し実施するための支援や、必要な場合には、学歴や専門資格、職業資格と同等の認定を容易にするための支援も提供される（第 3.3 節：第三国による補完的な受け入れも参照）。

2.2 仕事と生計

70. 各国とステークホルダーは[31]、その国の法律と政策の範囲内で、受け入れコミュニティと難民のインクルーシブな経済成長を促進する。女性、若年成人、高齢者、障がい者を含む、受け入れコミュニティの住民と難民の双方に恩恵をもたらす経済的な機会、ディーセント・ワーク（人間らしいやりがいのある仕事）、雇用創出、起業プログラムを推進するため、リソースと専門知識を提供する[32]。

71. 状況に応じて、様々な支援（雇用と所得の創出に関するギャップと機会を把握するために、労働市場の分析をすること、難民と受け入れコミュニティにおいて人々がどのような技能と資格を持っているかについてマッピングを行い、資格を認定すること、そして、特に女性、障がい者、若者に対しては、言語教育と職業訓練を含む市場機会に見合った具体的な訓練プログラムを通じて技能を磨き、資格取得を可能にすること）のために、リソースと専門知識が提供される。技術的な格差是正、オンラインで生計を立てる機会の促進など、なかでも開発途上国および後発開発途上国である難民受け入れ国のキャパシティ・ビルディングは留意されるべきである。受け入れコミュニティと難民コミュニティの女性と男性が、手頃

[31] この中には、民間セクターと現地企業のほか、国際労働機関（ILO）、世界銀行グループ、国連開発計画（UNDP）、経済協力開発機構（OECD）、UNHCR、国連資本開発基金、IOM、労使団体、小規模金融機関および学界が含まれる。

[32] これらの取り組みは、2017 年に国際労働機関（ILO）の総会で採択された「平和と強靭性のための雇用とディーセント・ワークに関する勧告」（第 205 号）および「難民その他強制避難民の労働市場へのアクセスに関する指導原則」（2016 年 7 月、ILO）も指針とする。

な価格で金融商品や金融サービスを利用できるような支援を行う。そのためには、リスクの削減、可能な場合には携帯電話やインターネットを通じたこれらのサービスへの低価格でのアクセス、送金などを支援する努力も行う。特に難民の多くが労働力として働く分野の商品や業種では、必要に応じて国際的義務に沿った貿易の優遇的な取り決めの可能性も模索できるだろう。民間セクターやインフラ投資を誘致して現地企業の生産力を支援するための手段についても同様である。

2.3 保健医療

72. 各国とステークホルダーは[33]、それぞれの国の医療に関連する法律、政策、計画に沿って難民と受け入れコミュニティの住民が保健医療を利用できるようにするため、国の医療制度の拡大と質の向上に向けたリソースと専門知識の提供を通じて受け入れ国を支援する。支援の対象者は、女性と女児、子ども、青少年と若者、高齢者、結核や HIV を含む慢性疾患の患者、人身取引・拷問・トラウマ・性とジェンダーに基づく暴力などのサバイバー、障がい者などである。

73. 状況に応じて、医療施設の建設や整備、サービスの強化を図るためにリソースと専門知識を提供することも考えられる。また、各国の法律や政策に沿って、医療従事者、あるいは今後従事する可能性がある難民と受け入れコミュニティの住民を対象としたキャパシティ・ビルディングと研修の機会（メンタルヘルス、心理社会的ケアに関わる分野も含む）などを通じて、リソースと専門知識を提供することも考えられる。疾病予防、予防接種サービス、運動やスポーツを含む健康増進活動、さらには、適正な量の医薬品や医療用品、ワクチン、診断ツール、病気の予防に役立つ製品を手頃な価格で提供すると同時に、公平なアクセス促進の誓約も期待される。

2.4 女性と女児

74. 大規模な難民問題を背景として、女性と女児は特有の障壁に直面することがあり、状況に応じた取り組みが必要とされる。各国とステークホルダーは、関連する国際文書や国内の取り決めに沿って難民と受け入れコミュニティにおける女性と女児のエンパワメントを図り、彼女らが人権を完全に享有し、サービスや機会への平等なアクセスを可能とする政策やプログラムの採用と実施を図る。これにはもちろん、男性と男児の特殊なニーズや状況も考慮することが必要となる。

---

[33] この中には、世界保健機関（WHO）、UNHCR、UNICEF、国連人口基金（UNFPA）、IOM、ワクチンと予防接種のための世界同盟（GAVI）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金および関係市民社会団体を含めることができよう。WHA70.15 (2017) も参照。

75.　支援の例としては、女性と女児の意義ある参加やリーダーシップの推進、国内や地元コミュニティの女性団体や関連するすべての省庁の制度面でのキャパシティの拡大、これら団体の参加の促進なども含まれる。性的搾取、虐待、性とジェンダーに基づく暴力、有害な慣行を含む、あらゆる形態の暴力の防止と対応を含め、女性と女児の司法へのアクセス、安全と安心を感じることができるような支援と専門知識が求められる。女性の医療従事者の採用や配属などを通じ、年齢、障がい、ジェンダーに応じた社会・医療サービスへのアクセスを促進する支援も同様に大切である。女性と女児の主体性を高め、女性の経済的エンパワメントを推進し、女性と女児が教育（中等・高等教育を含む）受けられるように支援するための方策も育んでいくことが大切となる。

2.5　子ども、青少年、若者

76.　世界の難民人口の半数以上を占めているのが子どもである。各国とステークホルダーは[34]、政策やプログラム立案において、受け入れ国にリソースや専門知識の提供を行う。女児・男児、障がいのある子ども、青少年、保護者がいない、または保護者・養育者と離れ離れになった子ども、性とジェンダーに基づく暴力や性的搾取、虐待や有害な慣行のサバイバーの子ども、危険にされされているその他の子どもなど、子ども特有の脆弱性と保護のニーズへの配慮、メンタルヘルスや心理社会的ニーズへの対応など、難民と受け入れコミュニティの女児・男児に対する統合的かつ年齢に応じた支援を行う。また、危険にさらされる可能性のある子どもに対する保護、ケア、サービスを継続的に行うため、子どもの保護に関する国の制度や、国境を越えた協力、地域間のパートナーシップに対する投資への支援も行う。関係当局が、最善の利益の決定を行い、子どもの難民に関する決定を下すための評価、さらに、子どもの難民に配慮した手続きや家族の追跡を行うためのキャパシティ・ビルディングも同様に支援される。UNHCR は各国と連携し、難民の男児・女児の第三国定住、第三国による補完的な受け入れへのアクセスの強化に努める。

77.　難民と受け入れコミュニティの若者一人ひとりの才能と潜在能力、エネルギーを生かして支援することは、レジリエンスの向上と最終的な問題解決につながる。各国とステークホルダーは、若者の能力と技能を認め、生かし、高め、心身の健康を促進するプロジェクトなどを通じて、難民と受け入れコミュニティの若者の積極的な参画と関わりを支援する。

[34] UNICEF および関連の市民社会団体を含む。

2.6 住居、エネルギー、天然資源管理

78. 状況によっては、受け入れ国は国際社会全体に対し、多数の難民によって生じた住居と環境への影響を緩和するための支援を求めることがある。これに応じ、各国とステークホルダーは、各国の法律、政策、戦略に沿って難民と受け入れコミュニティの適切な住居へのアクセスを促進する。また、都市部と農村部双方での天然資源と生態系の統合的で持続可能な管理を促すために、インフラ整備に必要なリソースと専門知識を提供し、受け入れ国の支援を行う。

79. このような支援とは、難民を受け入れている都市部と地方、その周辺地域において、住居、水、衛生、インフラ、環境に関する課題に取り組むために、受け入れ国のキャパシティを補強すること、開発途上国や後発開発途上国の難民受け入れ国においては手頃な価格で手に入り、かつ適切でスマートな技術と再生可能エネルギーに係る技術格差を是正し、キャパシティ・ビルディングを行うことなどを含む。難民と受け入れコミュニティのニーズにより効果的に応える手段として考えられるクリーンエネルギーの供給に際しての環境影響の評価、国の持続可能な開発プロジェクト、ビジネスモデルは、積極的に支援されることになると考えられる。都市部と地方で暮らす人々の生活と労働環境を含めた住環境の質を向上させるために「燃料とエネルギーへの安全なアクセス確保のためのプログラム」の策定も、同様に支援の対象となる。民間セクターによるものと二国間の取り決めに基づくものを含め、技術面でのキャパシティ・ビルディングを促進する。また、災害リスク軽減のための戦略の対象に難民も含める上で必要な支援も提供する。

2.7 食糧の安定確保と栄養

80. 食糧と栄養が、優先すべき基本的ニーズであることを認識し、受け入れ国を支援するために、各国とステークホルダーは[35]、十分で安全かつ栄養豊富な食糧に難民と受け入れコミュニティの住民が容易にアクセスできるように、さらに女性、子ども、若者、障がい者、高齢者の食糧の安定確保と栄養面での自立を増進するように、リソースと専門知識を提供する。

81. 例えば、学校給食プログラムをはじめとした栄養面に重きを置いた社会的セーフティネットへのアクセスを高める一方、現金給付や社会保障制度の利用拡大といった手段によって難民と受け入れコミュニティが当面必要とする食糧と栄養のニーズを満たすことに焦点を絞った食糧支援を行うため、リソースと専門知識を提供することを含む。また、多様性、コ

[35] この中には、世界食糧計画（WFP）および食糧農業機関（FAO）のほか、国際農業開発基金（IFAD）も含めることができる。

ミュニティに長く伝わる文化的・宗教的慣行、食糧や農産物の嗜好に配慮しながら、現地の農家からの調達を推進し、フードバリュー・チェーン内の問題に取り組むことなどにより、難民受け入れコミュニティ内の世帯や食糧・農業生産システムのレジリエンスを高めるための支援も提供する。受け入れ国政府と地域コミュニティに対して、生産高の減少など、食糧の入手や食糧へのアクセスが制限されるようなショックやストレス要因に対応するキャパシティ・ビルディングを優先課題として取り扱う。

2.8　身分登録

82.　身分登録と出生登録は、その領域内で暮らす人々の正確な情報を把握するために必要であり、難民の女性、女児、その他特定のニーズがある人々の保護と解決のための主要な手段にもなる。出生登録が必ずしも国籍の付与につながるわけではないが、法的なアイデンティティを確立し、無国籍となるリスクを防止するのに役立つ。各国とステークホルダーは、当該国がデータの保護とプライバシーの原則を十分に尊重しつつ、難民と無国籍者が身分登録や出生登録、証明書類にタイムリーにアクセスできる仕組みを強化できるよう、リソースと専門知識を提供する。これには、デジタル技術や移動登録サービスの提供も含まれる。

2.9　無国籍

83.　**無国籍**が、難民の強制移動に関する原因と結果の双方に関わることを認識し[36]、各国、UNHCR、その他のステークホルダーは、無国籍者発生の防止と削減に係るジェンダーに配慮したグッドプラクティスを共有し、無国籍をなくすための国、地域、国際的な行動計画を策定するためのリソースと専門知識を提供する。これらの取り組みは、UNHCR の無国籍者ゼロに向けたキャンペーン（#I belong キャンペーン）を含め、関連する基準やイニシアティブに沿って行われる。1954 年の「無国籍者の地位に関する条約」、1961 年の「無国籍者の削減に関する条約」を締結していない国に対しては、条約への加入を奨励する。

2.10　良好な関係構築と平和的共存の醸成

84.　コミュニティ間の良好な関係が重要であることを認識し、恒久的解決が実現するまで、プログラムやプロジェクトは、国の政策に従い、あらゆる形態の差別と闘い、難民と受け入れコミュニティの平和的共存を推進するために計画を策定する。地域コミュニティや地元の人材への技術協力とキャパシティ・ビルディングなどを通じて、難民の苦境への理解を深めるための具体的なプログラムやプロジェクトへの支援を提供する。子ども、青少年と若者の参画を促すスポーツや文化活動、言語学習、教育などを通じ、尊敬と理解を醸成し差別をな

[36] 執行委員会結論第 101 (LV) (2004) 号 (k)

くすために、市民社会、信仰に基づいた活動を行う団体、ソーシャルメディアを含めたメディアの力や、それらが生み出すポジティブな影響力を活用する。

3.　解決策

85.　グローバル・コンパクトの主たる目的の一つは、難民問題が発生したタイミングで解決に向けた計画を策定することなどによって、恒久的解決へのアクセスを促進することである（パラグラフ 7）。解決に向けた最も効果的な方法は、根本原因を取り除くことである。国際法や国連憲章に沿った政治面と安全面での協力、外交、開発、そして人権の推進と擁護は、長期化する難民問題を解決し、新たな危機の発生を予防する上で鍵となる。また同時に、難民の移動の原因への対処には時間がかかることもあるので、行動計画ではそれぞれの状況に応じて各国の受け入れキャパシティ、開発水準、人口動態に配慮し、複数の解決策を組み合わせることを想定する。それには、自主帰還、第三国定住、庇護国における社会統合という従来型の 3 つの恒久的解決策が含まれるが、地域内での解決策[37]や第三国による補完的な受け入れも、別の選択肢として提供しうる。

86.　前出のパート B と同様、以下の項目は、難民問題の解決に向けての予測可能性を高め、より幅広く各国とステークホルダーの参画を促すことを意図している。特に、

– 出身国、および、妥当であれば受け入れ国の要請によって、グローバル難民フォーラムや支援プラットフォームなどを通じ、自主帰還のための条件を整備するための支援を提供する。
– 第三国定住と第三国による補完的な受け入れは[38]、パート A に定める取り決めに不可欠な要素である。
– 庇護国における社会統合は当該国の主権事項であるが、この解決策、あるいは別の形の自国内での解決策の提供を選択した国には、特別な支援が必要となる。

3.1　出身国と自主帰還に対する支援

87.　安全かつ尊厳ある自主帰還は、依然として、大多数の難民問題で最も望ましい解決策とされている[39]。中でも最優先事項は、追放・送還禁止の原則（ノン・ルフールマンの原則）

---

[37] パラグラフ 100

[38] 前出パラグラフ 4 に沿うもの。

[39] A/RES/72/150 パラグラフ 39、執行委員会結論第 90 (LII) (2001) 号 (j)、第 101 (LV) (2004) 号、第 40 (XXXVI) (1985) 号

を十分に尊重して自主帰還を可能にする条件を整備すること、難民が情報に基づいて自由意思によって帰還を選択すること[40]、安全かつ尊厳ある自主帰還を可能にするために支援することである。難民が出身国に帰還する権利の行使を妨げないようにするため、自主帰還は必ずしも出身国における政治的解決の達成が条件となるものではない[41]と認識されている。また、難民が正規の自主帰還プログラムの枠外で自発的に帰還するという事態も生じており、これにも支援が必要であることが認識されている。自主帰還の実現は、まず第一に出身国が自国民に対して果たすべき責任であるが、国際社会は総じて、帰還を持続可能なものにする支援も含めて支援体制を整えている。

88. 国際社会は総じて、受け入れ国に提供している支援に影響を与えることなく、出身国の要請に応じて根本原因に取り組み、帰還に対する障壁を取り除き、自主帰還にとって望ましい条件を可能にするため、リソースと専門知識を提供する。こうした取り組みは、人道、平和構築、開発目的での介入を調整するための既存の政治的・技術的メカニズムを考慮し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿ったものとする。状況によっては、関係国と UNHCR の間で自主帰還を促進するための三者間協定の締結が有用となる。

89. 各国とステークホルダーは、出身国が、特に女性、若者、子ども、高齢者および障がい者などの帰還民を受け入れて再統合に導けるように、その要請に応じて社会的・政治的・経済的・法的キャパシティへの支援を行うためのリソースと専門知識を提供する。それには、開発、生計向上、経済的機会の提供への支援、住居、土地、財産に係る問題に対する措置が含まれるが、必要に応じて、現金やその他の形態で、帰還民への直接的な支援のための拠出も行う。関係国は状況に応じて、帰還後のさらなる強制移動（国内避難または越境避難）を回避し、国内避難民や避難しなかった住民の状況にも配慮した措置に関して専門的ガイダンスを求めることができる[42]。ステークホルダーは、政府当局と連携し、帰還地域における保護のリスクに関する情報共有、リスクを分析するシステムの確立を支援する[43]。

3.2 第三国定住

90. 第三国定住は、難民に保護と解決策をもたらす手段であると同時に、国際社会が負担と責任を分担するための具体的なメカニズムであり、連帯の証である。第三国定住によって

---

[40] 執行委員会結論第 101 (LV) (2004) 号に沿うもの。

[41] 例えば、執行委員会結論第 112 (LXVII) (2016) 号 (7) で認識されている通り。長期化する難民問題の根本原因に取り組む上での協働と行動の必要性については、パラグラフ 8 も参照。

[42] 国内避難民の保護と支援に関する A/RES/54/167、および、この問題に関する A/RES/72/182 を含む後続総会決議も参照。

[43] 帰還民のモニタリングに関する UNHCR の責務、執行委員会結論第 40 (XXXVI) (1985) 号 (l)、第 101 (LV) (2004) 号 (q)、第 102 (LVI) (2005) 号 (r) に沿うものを含む。

各国がお互いの負担を分担し、大規模な難民問題が受け入れ国に及ぼす影響を軽減することが可能となる。その一方で、第三国定住による受け入れを行う国はこれまで少数に限られてきた。第三国定住に前向きな雰囲気を醸成し、必要な対応力を強化するとともに、第三国定住の基盤を拡大することは、大いに強調されるべきである。

91.　各国に対しては[44]、ステークホルダーの力を借りて[45]、第三国定住プログラムの設置、もしくは、その範囲・規模の拡大と質の向上といった貢献が求められる[46]。UNHCR はこの取り組みを支援するため、各国ならびにステークホルダーと協力し、3 年戦略（2019 ～2021 年）を策定する。3 年戦略は、国際的な第三国定住への取り組みに参加していない国も含めて第三国定住受け入れ枠を拡大し、「プログラムを始めて間もない第三国定住受け入れ国への共同支援メカニズム（ERCM）」と地域的な取り決めから得られた教訓やグッドプラクティスに基づいて新興の第三国定住プログラムを定着させることを目的としている。同戦略では、新規の、あるいはプログラムを始めて間もない第三国定住の受け入れ国を特定し、つながりを構築し支援を行う。それには、ツイニング・プロジェクト、専門知識や技術的な支援、キャパシティ・ビルディングに必要な人材と資金の提供、ステークホルダーの関与などが含まれる。

92.　第三国定住プログラムにおいては、グッドプラクティスを打ち立てる、あるいは強化するような誓約が求められる。例えば、複数年にわたる第三国定住を計画すること、定住手続きを、予測可能で効率的かつ効果的なものにするための努力（安全上の懸案に全面的に対応する柔軟な処理方法を採用することによって、年間に受理する第三国定住の候補ケースの少なくとも 25%を、UNHCR の照会から 6 カ月以内に第三国に定住させるなど）、第三国定住を戦略的に用い、保護環境の改善と難民問題に対する包括的アプローチに寄与すること（例えば、長期化する難民問題を含め、UNHCR が第三国定住の世界的な年間ニーズ予測で特定した優先度の高い難民問題から、UNHCR の第三国定住基準に従って難民の第三国定住枠を配分する／第三国定住の候補となるケースの少なくとも 10%を、UNHCR が特定する緊急または至急ケースに対する未配分枠として割り当てるなど）、第三国定住難民、特に危険にさらされている女性と女児に対する手厚い受け入れ、統合サービスに投資すること、危険にさらされている女性や子どもなどを対象に、緊急の一時滞在施設、その他の対応を第三国定住の緊急ケースの処理に用いること、などが考えられる[47]。

---

[44] 前出パラグラフ 4 に沿うもの。

[45] UNHCR、IOM、市民社会団体、地域団体、信仰に基づいた活動を行う団体、学界、個人および民間セクターなど。

[46] A/RES/71/1 附属書 I パラグラフ 16 に沿うもの。

[47] 避難を容易にするため、1 回の渡航に限り有効な旅券の発給が必要となりうる。これに対して、UNHCR は例外的に便宜を図ることができる。

93. 特定の状況においては、第三国定住コア・グループは、これまでの経験がその利点を実証していることからも、引き続き保護のニーズと安全に十分配慮し、対応を調整する[48]。より一般的には、グローバル・コンパクトに基づく取り組みはすべて、第三国定住に関する年次三者協議、第三国定住に関する作業部会とコア・グループを含め、既存の多国間の第三国定住に関する体制と整合させ、その付加価値の活用を図る。

3.3 第三国による補完的な受け入れ

94. その他の受け入れ手段は、第三国定住を補完するものとして、国際的な保護のニーズのある人の保護と解決へのアクセス拡大につながる。このような手段をより体系的、組織的、持続可能、かつジェンダーに配慮した形で利用できるようにし、適切な保護措置を包含することを確認して、こうした機会を提供する国の数を増やしていく必要がある。

95. 第三国定住に関する 3 年戦略（上述第 3.2 節）では、第三国による補完的な受け入れも含む、その利用可能性と予測可能性の大幅な向上を図る。各国に対しては、ステークホルダーの支援を受けて[49]、家族との再統合のための実効的な手続きや明確なリファーラル経路の促進、地域密着型「グローバル難民スポンサーシップ・イニシアティブ（GRSI）」を通じて推進される地域密着型プログラムを含め、正規の第三国定住に加えて、民間または地域後援のプログラムの立ち上げのための貢献を要請する。その他の第三国による補完的な受け入れに関する貢献として、人道ビザ、人道回廊、その他の人道的受け入れプログラム、政府と学術機関のパートナーシップなどを通じた奨学金や学生ビザの支給による（女性と女児を含む）難民への教育機会の提供、第三国で必要とされる技能を備えた難民を特定して労働者として受け入れる機会の提供を挙げることができる。

96. このようなスキームの導入を新たに検討中の国を対象に、グッドプラクティスと教訓を共有し、こうした国のキャパシティ・ビルディング支援のための貢献を要請する（パラグラフ 47 を参照）。

3.4 庇護国における社会統合

97. 自主帰還は、大多数の難民問題で最も望ましい解決策ではあるが、難民問題を自国内で解決することを決定した国を支援することも重要である。庇護国において難民の社会統合は主権に基づく決定であり、各国がその条約上の義務や人権原則を指針に行使すべき選択肢

[48] 可能性としては、支援プラットフォームとの調整により、または、その一部として。

[49] 市民社会、信仰に基づいた活動を行う団体、民間セクター、雇用者、国際機関、個人および学界を含む。

である[50]。大規模な難民問題を抱える一定の中所得国や開発途上国の特殊な状況に影響を与えることなく、恒久的な法的地位や帰化を認めることなどにより、難民の庇護国における社会統合に向けて動くことが有益であることは、多くの国が認めるところである。

98. 庇護国における社会統合は、動的な双方向のプロセスである。難民の側においては庇護国社会に適応する用意があること、また受け入れコミュニティと公的機関の側にも難民を歓迎し、多様な住民のニーズを充足する用意があるというように、あらゆる当事者による努力が求められる。低所得国と中所得国においては、難民と受け入れコミュニティ双方のニーズを考慮して庇護国における社会統合を成功させるために、国際社会からの追加の資金的・技術的支援が必要となる。

99. 庇護国における社会統合を決定した国への支援のために、国際社会の総意として、受け入れ国当局と密接に協力し、統合のための戦略的枠組みの策定を支援するためのリソースと専門知識を提供する。統合プロセス（例えば、証明書の発行に関する問題への取り組み、女性と女児をその対象に含める言語教育と職業訓練の促進）を支援するため、関連の国家機関、地域コミュニティ、市民社会の対応力を強化する。尊重の精神と良好な関係を育むプログラムに対する支援とともに、現地の労働市場の評価と女性と若年成人を含む難民が持つ技能に配慮した受け入れコミュニティの経済分析などを通じて、難民が統合のために生計を得る機会へのアクセスに便宜を図るための支援も提供する。国の開発計画への支援として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿った難民定住地域への投資を積極的に推進するとともに、恒久的な法的地位や帰化に至る経路を難民に提供するために、必要であれば国の法律を補完しうる地域的枠組みを模索する。

3.5 庇護国におけるその他の解決策

100. 難民が自らの苦境を恒久的に解決できるのが庇護国における社会統合であるが、それに加えて、受け入れ国によっては別の形の解決策を提供する可能性もある。そのような解決策は、必然的に、暫定的に合法滞在を認めることを意味するが、これは難民の経済的、社会的、文化的な統合を促進することなどを目的とするものであり、恒久的解決が将来的に可能になった場合、そちらを選択することを妨げない形で提供される。状況によって、また難民に自国内でその他の解決策を提供することを選択した国が特定したニーズによっては、各国とステークホルダーは、難民の平和的で生産的な統合と地域社会の福祉を促進し、証明書の発行や在留許可などの問題に対応するための法的・制度的枠組みに関する専門的ガイダンスなどのリソースと専門知識を提供する。

---

[50] 執行委員会結論第 104 (LVI) (2005) 号前文第 1 項にあるとおり。

IV.　フォローアップと検証

101.　国際社会は全体として、より予測可能で公平な負担と責任の分担を通じ、グローバル・コンパクトとその目的達成への支援を対等の立場で行うために最大限の努力を払う。これはすべての国が、ステークホルダーとともに果たすべき責務である。UNHCR は、その責務にのっとり、この取り組みにおいて橋渡し的、補助的な役割を果たす。グローバル・コンパクトに求められるフォローアップと検証は、主として「グローバル難民フォーラム」（別途決定する場合を除き、4 年に一度開催）、高官級会合（フォーラム間の 2 年ごとに開催）、国連難民高等弁務官による国連総会への年次報告を通じて行う。関係国、UNHCR、ステークホルダーは、移民と難民に関連するその他のプロセスおよび活動との整合性を高めるように、グローバル・コンパクトのフォローアップの調整に努める。

102.　グローバル・コンパクトの成果は、4 つの目的の達成に向けた進捗状況から評価する（パラグラフ 7）。2019 年の「第 1 回グローバル難民フォーラム」に先立ち、各目的の指標が策定されることになる。

103.　「グローバル難民フォーラム」は、各国やその他のステークホルダーがグローバル・コンパクトの目的達成に向けた進捗を検証する上で重要な場となる。フォーラムはまた、各国とステークホルダーが国際的、および具体的な国や地域の状況に関するグッドプラクティスと知見を交換するとともに、負担と責任の分担のための取り決めの有効性を検証する機会にもなる。フォーラムでの検証は次の 3 つの情報をもとに報告される。それは、難民の受け入れ、保護、支援の効果を測定するために UNHCR が調整するプロセスの成果（パラグラフ 48）と、誓約と貢献の実施状況の追跡のメカニズム、そして UNHCR が各国やその他のステークホルダーとの緊密な協議により制定したグローバル・コンパクトの効果を測るためのメカニズムの結果である。

104.　グローバル・コンパクトに関して隔年に開催される高官級会合は、フォーラム開催の中間年に開催され、「難民保護の課題に関する難民高等弁務官との意見交換」と連動して開催される。すべての国連加盟国とステークホルダーが参加でき、進捗状況の「中間評価」を行うとともに、定期的な見直しを促し、実施に向けた機運を維持する。関係する高官が参加する初会合は 2021 年に開催される。

105.　国連難民高等弁務官は、国連総会に対する定期報告で、グローバル・コンパクトの目的達成に向けた進捗状況に関する年次報告を提出する。

106.　各国とステークホルダーは、女性、障がい者、若者を含む難民の「グローバル難民フォーラム」への有意義な参加を促進するとともに、議論の過程において確実に難民の視点が反映されるようにする。UNHCR が、すべての人がアクセスできるデジタル・プラットフォ

ームを開発することで、特に年齢、ジェンダー、障がい、多様性の観点に立ったグローバル・コンパクトのさまざまな要素の実施において、グッドプラクティスの共有が可能となる。

107.　グローバル・コンパクトは、同じ目標と成果に賛同するすべてのステークホルダーを結集させる可能性を秘めている。共に力を合わせれば、難民と受け入れコミュニティの生活を一変させるような結果に到達することができるだろう。

___

日本語版作成 協力者一覧 （敬称略、五十音順、所属等は 2019 年 2 月末日現在）

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 川口 真実・藤井 麻衣子

特定非営利活動法人 ADRA Japan （アドラ・ジャパン） 杉本 亜季

特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会 鈴木 夕子

特定非営利活動法人 難民支援協会 石井 宏明

特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）名取 郁子

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 伊藤 真理・中村 夕貴・服部 紗代

特定非営利法人 ジャパン・プラットフォーム モシニャガ アンナ

一橋大学 嘉治 美佐子

校正　小山 優子

監修　小尾 尚子

日本語版作成／編集　国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所

2019 年 4 月 邦訳発行